

三春町郵便入札方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三春町財務規則（昭和57年三春町規則第16号。以下「規則」という。）第119条第4項の規定に基づき、本町の郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 郵便入札の対象は、競争入札に付する工事又は製造の請負、測量、調査、設計等の委託、物品の調達、役務の提供等に係る入札の中から、三春町競争入札参加者の選定等に関する要綱（平成22年三春町訓令第2号）第2条に規定する入札参加者選定等委員会が決定する。

(公告等)

第3条 町長は、一般競争入札を郵便入札に付するときは、規則第112条に定める事項のほか、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の提出期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 郵便入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (5) その他必要と認める事項

2 町長は、指名競争入札を郵便入札に付するときは、規則第112条に定める事項のほか、前項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

(入札書等の提出)

第4条 郵便入札に参加しようとする者（以下「郵便入札参加者」という。）は、公告又は入札指名通知書（以下「公告等」という。）で指定する提出期限までに入札書及び公告等で指定する書類（以下「入札書等」という。）を入札案件ごとに封筒に入れ、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により公告等に示す提出先に郵送しなければならない。

2 前項の規定により入札書等を郵送する場合は、二重封筒を用いることとし、内封筒に入札書等を封入し、工事番号、件名及び郵送入札参加者名を記載し、封かんした上で郵送用の外封筒により郵送するものとする。

3 前項の郵送用の外封筒は、契約担当課のあて名とし、表側に開札日及び「入札書在中」を朱書きするとともに、裏側に郵送入札参加者の住所、商号又は名称等を記載しなければならない。

4 一般競争入札及び指名競争入札における入札については、持参による提出を妨げない。また、再度の入札についても同様とする。

5 入札書等の郵送に要した費用は、郵便入札参加者の負担とする。

(入札書等の保管)

第5条 契約担当課の長は、入札書等が到着したときは、入札書等が封かんされてい

ることを確認し、これを開札日まで厳重に保管しなければならない。

- 2 郵便入札参加者は、その提出した入札書等について、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第6条 郵便入札参加者が、入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を契約担当課に提出しなければならない。ただし、入札書等の到着後の入札辞退は認めないものとする。

(入札の無効)

第7条 三春町競争入札心得第7条各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 第3条第1項第2号の提出期限までに到着しなかった入札書

(2) 第4条第1項及び第4項に規定する提出方法以外で提出された入札書

- 2 前項の規定により無効とされた入札書は、返却しないものとする。

(開札)

第8条 開札は、予め指定した日時及び場所において執行するものとし、当該開札事務に関係のない職員（以下「立会人」という。）を1人以上立ち合わせるものとする。

(再度入札等)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、新たに日時及び場所を定め、初度の郵便入札参加者で再度入札を行うものとする。ただし、第7条第1項の規定により入札書が無効とされた者は、当該入札に再度参加することはできない。

- 2 再度入札は、1回限りとする。

- 3 再度入札の開札日時、場所、及び入札等の提出方法並びに提出期限については、速やかに連絡するものとする。

(同価格入札の取扱い)

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が複数あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

- 2 前項のくじは、当該入札の立会人が行うものとする。

(落札者の決定)

第11条 町長は、落札者を決定したときは、開札後速やかに当該落札者に電話等確実な方法により通知しなければならない。

- 2 落札者以外の郵便入札参加者への落札者決定の通知は、三春町工事等に係る発注予定情報並びに入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る情報の公表に関する取扱要領（平成20年三春町訓令第13号）の規定により当該入札結果の公表をもってこれに代えるものとする。

(入札の延期等)

第12条 町長は、郵便入札において必要があると認めるときは、入札の延期または

中止をすることができる。

(見積執行)

第13条 随意契約の場合の見積合わせにおいて、見積書を郵送する方法については、この要綱の指名競争入札の方法を準用する。この場合、「入札」とあるのは「見積」と読み替えるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月4日から施行する。